

# お知らせ

令和2年10月19日  
上下水道局財務課管財係

## 健康保険被保険者証の写しの提出について

今般、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により、保険者番号及び被保険者等記号・番号等について、プライバシー保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外でこれらの告知を求めることを禁止する規定が新たに設けられ、令和2年10月1日から施行されました。

つきましては、工事及び業務委託の入札・契約手続きにおいて、令和2年10月1日以降に健康保険被保険者証の写しを提出する場合、あらかじめ保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施すようお願いします。

(例) 協会けんぽ

健康保険 被保険者証	本人(被保険者)	00000
		平成〇〇年〇〇月〇〇日交付
	記号	番号
	ウヰ ハコ	
氏名	宇部 花子	
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	性別 女
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
事業所名称	〇〇〇 株式会社	
保険者番号		
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部	
保険者所在地	〇〇市〇〇町〇 - 〇 - 〇	印

健康保険証の写しを提出する場合、  
※保険者番号  
※被保険者等記号・番号  
にマスキングを施してください。